

有明海漁場環境改善連絡協議会（第19回）

議 事 録

1. 日 時：平成26年10月21日（火） 13：30～16：22

2. 場 所：博多サンヒルズホテル 2F 星雲の間

3. 出席者：

福岡有明海漁業協同組合連合会	代表理事会長	西田 晴征
佐賀県有明海漁業協同組合	代表理事組合長	徳永 重昭
長崎県漁業協同組合連合会	専務理事	池畑 健次
熊本県漁業協同組合連合会	代表理事会長	松本 忠明
福岡県農林水産部水産局	局長	岩本 英俊
佐賀県生産振興部	部長	古賀 俊光
長崎県水産部	部長	下山 満寛
熊本県農林水産部水産局	局長	平岡 政宏
(独)水産総合研究センター西海区水産研究所	所長	與世田 兼三
水産庁九州漁業調整事務所	所長	森 高志
水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室	室長	江口 静也
水産庁増殖推進部研究指導課	課長補佐	河本 康秀
水産庁増殖推進部栽培養殖課	課長補佐	内海 邦夫
水産庁漁場整備部計画課	課長補佐	権藤 純一
水産庁漁場整備部計画課	計画官	中西 豪
農林水産省農村振興局整備部農地資源課	課長	横井 績
農林水産省農村振興局整備部農地資源課	調査官	豊 輝久
九州農政局	局長	井上 明
九州農政局	局次長	瀧戸 淑章
九州農政局農村計画部	部長	青山 卓二
九州農政局整備部	部長	山田 耕士
九州農政局整備部	部次長	清野 哲生
九州農政局整備部農地整備課	課長	親泊 安次

4. 議事

(会長 (九州農政局長))

それでは、よろしくお願い申し上げます。

議事の進め方でございますが、議事は1からその他の7までございます。

まず最初に、議事次第の第1の「有明海の再生に向けた話合いについて」から5の「平成27年度概算要求について」までの5つの項目について御議論をいただきたいと思っております。

このうち、議事1の有明海の再生に向けた話合いにつきましては、農村振興局から御説明をさせていただいた後に質疑応答を予定しております。

また、2から5の議事につきましては、通して説明をさせていただき、その後、まとめて御意見等を頂戴したいと考えておりますが、議事4の説明の後、休憩をとりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事1の有明海の再生に向けた話合いにつきまして、農村振興局から説明をお願いいたします。

(農村振興局)

今日はお疲れさまでございます。ありがとうございます。

私のほうから、資料－1につきまして、御説明させていただきます。着席して説明させていただきます。失礼いたします。

資料－1ということで、有明海の再生に向けた話合いについてでございます。

まず、資料の中に入る前に、経緯と申しましょうか、これまでの状況を御説明させていただきます。

この有明海の再生に向けた話合いにつきましては、9月4日に佐賀県、長崎県両県に、また、9月9日に熊本県、福岡県両県のほうに、今回、これから御説明させていただきます添付の資料を用いまして御説明させていただき、4県から御内諾をいただいたところでございます。

また、先般10月14日に開催されました本連絡協議会の幹事会において、本資料に基づき説明をさせていただいて、本日の協議会においてお諮りをするということにさせていただいたものでございます。

本日、御出席の委員の皆様方の御了承をいただきまして、連絡協議会の規約を改正させていただき、改正した規約に基づき、これからの再生に向けた取組というのを進めさせていた

だきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料－1をめぐっていただきまして、1ページ目でございます。資料1－1と肩に書いてございますが、有明海の再生に向けた話合ひについてということで、まず、基本的な考え方ということでお示ししてございます。1つ目に掲げてございますが、有明海の再生は喫緊の課題であり、この再生のために4県が協調して具体的な取組を進めることが必要であると、こういう認識に至ってございます。

2点目のほうに、この具体的な取組を進めるための話合ひの場を設けたいということで書いてございますが、この前提といたしまして、1つ目に、諫早湾干拓事業の開門問題には触れないということにいたしまして、2つ目に、現在の排水門の操作方法を前提とし、3つ目に有明海再生、水産資源の回復、海域環境の改善等について話合ひを行うということとさせていただきますというものでございます。

なお、つけ加えさせていただきますと、この会議において、開門問題にかかる御発言があった場合には、会長がその意見を引き取り、以後の議題とはしないようにさせていただくということにつきまして御了解をいただきたいと考えてございます。

その次に、資料、具体的な進め方というふうに書いてございます。

1つ目に、これまでの調査や実証の結果等を踏まえ、優先すべき課題を選定し、その実現のための協議・調整を行う。

2つ目に、4県並びに関係者が参画し、具体的な取組を推進し得る体制をつくり、話合ひを進めるということにしたいということでございます。このためということで、ちょっと色が緑色になっているアとイというのがございますけれども、まず1つに、この連絡協議会を拡充いたしまして、実務者レベルの協議を進めるということとともに、二つ目に高い見地からの方針決定を行い得るように、協議会の規約に4県の知事レベル会合を位置付けまして、必要に応じて開催したいという考えでございます。詳細については、2ページ、3ページのほうでまた御説明させていただきます。

また、3つ目に、この話合ひの場において、平成27年度以降の有明海再生事業のあり方を検討するというふうにしておるところでございます。

めぐっていただきまして、2ページ目のほうに、話合ひの場の構成（案）ということでお示しをさせていただいております。まず、上段の実務者レベルの協議の場でございますが、本協議会を拡充し、活用するという考え方は、先ほどの御説明どおりということでございま

す。この3つ丸がございますけれども、1つ目、まず協議会の目的に、水産資源の回復、海域環境の改善といった4県が協調した取組、この推進を位置付けるということにしております。

2つ目に、これまで協議会におきまして、主に国の調査や現地実証について意見交換や情報交換を行ってまいりましたけれども、今後は補助事業や県単事業等も対象として含め、具体的な対策について協議を進めるものというふうにしております。

さらに、3点目、協議会の委員に、これまで農水本省のほうに参加していないという状況でございましたが、委員といたしまして、水産庁と農村振興局の担当課長が参加する内容になってございます。

次に、下の知事レベルの会合でございます。3つ書いてございますが、1つは、この会合につきまして、協議会の規約に位置付けて有明海再生に向けて高い見地からの方針の決定を行うなど、必要な場合に連絡会での協議を踏まえて開催をするというふうにしてございます。これが1つ目、2つ目の丸でございまして、3つ目の丸のところ、また会合への出席者については、開催の際に4県と調整をして決めさせていただくということを考えている旨書いてございます。

次に、3ページ目のほうに目を移していただいて、そちらのほうに、今申し上げましたような内容を規約の拡充内容の案としてまとめて整理をしたものを示しております。

4ページ以降のほうに規約改正の新旧対照表を示しております。9ページまでございますが、4ページ以降のページの説明ということで、3ページのほうをもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。連絡協議会の目的、業務の拡充、構成員の見直しということでございます。これは規約の第2条、第3条の関係でございますが、まず現状ということでございますが、これまで本協議会におきましては、有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁業環境の改善に資する調査及び現地実証について意見交換を行い、有明海の再生の道筋を明らかにすることと、これが目的としているところでございましたが、これに右側のほうの赤で書いてございます、「有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資すること」という形で、これを連絡協議会の目的と業務につけ加えをさせていただくというものでございます。

次に、その下の丸でございます。連絡協議会の委員ということで、現状、佐賀県の委員、

くらし環境本部長さんをお願いしておりましたけれども、これを佐賀県の生産振興部長さんに変更させていただくということ、さらに、農林水産本省のほうから水産庁の増殖推進部の漁場資源課長、また、農村振興局整備部の農地資源課長を委員に追加させていただくという内容でございます。

次に、大きな2点目の知事レベル会合の位置付けというところでございます。これは規約の第10条というところに追加をさせていただくものでございます。これにつきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、1つは、有明海の再生に向けた取組を進める必要がある場合に、協議会の協議を踏まえて開催をしていくという旨の規定をさせていただくという内容でございます。あと、この3ページのところには書いてございませんが、先ほど御説明いたしました協議会の出席者ということで、この出席者に関する規定を2つ目の規定として置くという内容で規約の改正をさせていただきたいという内容でございます。

今盛り込みました説明の詳細は、割愛させていただきますが、4ページ以降、赤字でそれぞれ左側に改正案、右側に現行案ということで目的、業務のところは4ページ、5ページのところに第10条ということで知事レベル会合の開催について、また、出席者についての規定ということで置かせていただいております。

あと、その関係で、7ページ以降のところは連絡協議会、また、幹事会の構成というところでそれぞれのメンバーの追加ということで入れさせていただいております。

1点補足させていただきますと、8ページのところに幹事会の構成というところで、農林水産本省の担当課長を協議会のほうに入れさせていただくということに合わせて、室長及び調査官を幹事会のほうのメンバーに加えさせていただくという内容になってございます。

以上、有明海の再生に向けた話合いに基づいて、本協議会の規約を改正して取り組んでいく内容について御説明させていただきました。よろしく御審議のほどいただきまして、御理解賜ればと思っております。よろしくお願いたします。

(会 長)

それでは、ただいま説明のありました本連絡協議会の規約の改正案などにつきまして御議論をいただきたいと思っております。御質問、御意見があれば、御自由にお願をいたします。よろしくお願いたします。

(佐賀県有明海漁協)

先ほどの知事レベルということでございますけれども、必要があるときとかなんとか、いろんな文言が盛り込まれておりますけれども、知事さんをどういう位置付けで、この会議で協議をしてもらうかというのがちょっとはっきりしませんので、その辺のところはどういうお考えを持っておられるんでしょうかね。

(会 長)

それでは、ほかにもございますでしょうか。もし御質問があれば、あわせて農村振興局から回答いただきたいと思います。

(熊本県)

知事の位置付けとそれもあるんですけど、前回、幹事会の中で、要は抜本的な対策を講じていくためには、農村振興局、九州農政局、水産庁だけじゃなくて、特措法の関係省庁にも入ってもらう必要があるんじゃないかということで、うちのほうから意見を出させていただいています。それについてどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

(会 長)

ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。

それでは、一旦2つの質問につきまして、農村振興局から回答をお願いいたします。

(農村振興局)

まず1点目の、知事レベル会合の必要があるときということにつきまして、これはまさにこの協議会の中で、これから知事レベル会合の中でどのようなものを盛り込んでいけるか、また、どのような形で取りまとめていけるかということとも関係してくるんだろうと思っております。

ただし、取組を進めていく上で、これまでこの協議会でいろいろ御意見をいただきながら、国の調査、また現地実証を進めさせていただいて、それを、できるものはいろんな事業に活用するという形で先に進めていただいているものもございます。

しかし、いろいろこれまで調査を進めてきたものを、やはりより具体的な取組として、い

ろんな予算付け、県のほうの予算との関連とか、そういうものを含めながら、より前に、事業化のほうに進めていくという観点で、例えば、この中で知事レベルの、4県一緒に協調して進めていく中で、そういう高いレベルで意思決定をしたほうがいいんじゃないのかというような、例えば、目標設定とか、規模とか、体制とか、それに係るようなもの、こういうのはまさにこれからの議論だと思いますけれども、そういった観点で方向づけをして進めていくのがいいと思われることは、皆さんと話をした中でまとまってきましたら、そういう会合をしていく、その位置付けというのは、ある意味、いろんな物事を進めていく推進力にもなっていくんだろうというふうに思っております。

現段階で具体的なイメージを申し上げられなくて、佐賀の組合のほうから御不満な点はあるかと思っておりますけれども、思いとしては今申し上げたとおりでございますし、また、それを形づくっていくために、皆さんの意見を聞きながら話をまとめていく、そういうふうに御理解いただければと思っております。うまくそういうこの場を、知事会合というものを活用して、前に向けて進めていくということができればという思いでございます。まずはそういう場をつくって、これから進めさせていただきたいということで御理解を賜ればと思っております。

そのようなことに、これは同じく関連するような問題だと思います。熊本県のほうから、幹事会のときに出たという話がございます。国土交通省とか、環境省とか、そういうところを含めて取組の体制をつくっていくべきではないのかと、そういう話をいただいたものでございます。

同じようなことが自民党の有明海PTとか、いろんな場でも、そういう関係省庁も含めて御説明するような場の中でもそういう声があることはございます。そういうようなことは、私も非常に重要なことだと思っております。

そこで、この有明海の問題につきましては、ある意味、他の海域と比較をして、有明海特別措置法という特別な立法措置もなされて、それに基づいて現計画を策定し、さらにそれを進めていく上での知事も入った促進協議会と、各省の相当の職員レベルの幹事会がつくられています。

これは実際、大きなベースのものは平成16年に1回開催されて、それ以降は幹事会レベルのものが開催されているというところにとどまっておりますが、ある意味、熊本県さんのおっしゃったような総合的な取組体制というのは現に存在をしていて、そこをうまく活用する

というのが、ある意味、お考えなされている分については有効であり、その場を活用していくということがストレートな道なんだろうと思っております。

その中で、ある意味、この協議会の中でやっておりますのは、農村振興局、また水産庁の予算に基づいて、その予算をうまく活用して取組を前に進めるということでございまして、特措法でつくられた、さっき申し上げませんでしたけど、環境省にある総合評価委員の成果を受けつつ、また、県計画のほうにできるものは反映をしたり、そういうのも取り込んだりしつつ、この協議会としては農村振興局、水産庁の予算をうまく使いながら、全体をうまく進めていくというポジショニングがとれば、それはそれで一つの方向ではないのかと私は思っております。

それは私の一つの考えでございますので、協議会をどういう形にしていくのかというのは、また、これは皆様方のいろんなお考えをお聞きしながらということも当然あるかと思っておりますけれども、今申し上げましたように、複数の省庁をまとめたというのは、特措法のスキームの中でうまくそこに進めていくということが適当ではないのか、それが一番いいんじゃないのかと思っております。それに有機的にうまく連携しながら、この協議会というものを活用して動かしていくということが、私としては望ましい形、こういう枠組みが望ましいんじゃないのかと考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

(会 長)

さらなる御質問、あるいは、ほかの点についてでも結構でございますが、御意見、御質問でございますでしょうか。お願いいたします。

(熊本県漁連)

ただいま、熊本県のほうからも要請がありましたけれども、それと関係するわけでございます。有明海は、この再生に向けての調査、あるいは実証事業を開始する時点においても、私たちはいろいろと対策を県の単独予算、あるいはいろんなことで自助努力を続けてきたわけでございます。

そういう中で、2年ほど前に北部豪雨による大水害がありました。それ以来、本当に極端に漁場が悪化をしております。致命的なことでございます。せんだつても、正月の出荷を目

的にハマグリ生産に取り組んできたわけですが、それが20日ほど前に全滅状態ということになりました。本当にそういうことで壊滅的な状況でございます。

そういう意味で、有明海の再生、これは4県同じことだろうと思っておりますけれども、これはやはりうちの局長が申されたように、各省庁、あるいは国土交通省、環境省交えた中での推進対策の場が必要ではないかと強く感じているところでございます。何とかそういう点もひとつ考慮していただきたいと思っております。

今申しましたことは、たつての各組合長のお願いでございます。ぜひともこれは、国レベルで集中的にひとつ審議をしていただかないと解決は望めないのではないかとございまして、せつかく今まで調査、実証事業をしていただいております。それをもとにしてのこの再生には、そういう総合的な対策が必要でないかとございまして、よろしくお願いいたします。

(会 長)

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

(熊本県)

先ほど農村振興局、水産庁の予算を使いながら、そういった取組を進めていくということですが、果たして、農村振興局と水産庁の予算だけで真の再生が図れるのかどうか、その辺はどうかよくわかりませんが、いろいろやり方はあるのではないかと思います。

ですから、この協議会の中で、予算の範囲でできることを議論するというのではなくて、再生にとってどういうことが必要かという部分を、まず、その予算の話は抜きにして、やっぱりそういった議論を各県、それから漁業者からいろいろ意見を聞いて、そういったものを議論して行って、それをやるためにはどうするかという部分で、例えば関係省庁にという、そういったやり方もあるんじゃないかなと思っております。予算の範囲内で議論しても、本当に再生につながるかどうか、非常に私どもは危惧しているところです。

以上です。

(会 長)

それでは、農村振興局お願いいたします。

(農村振興局)

今、熊本県からあったように、再生の取組というんですか、これは、この協議会の中でこれまでもいろんな意見交換なり、御意見を聞きながら進めさせていただいてきた調査とか、現地実証とか、技術開発だけで進むというものではない。これは私もそう思っておりますし、まさにそういう仕組みになっているんだろうと。

有明海特措法も非常に多岐にわたっておりまして、関連予算も、実は先ほどもちょっとお話ししました、自民党の有明海のプロジェクトチームのところでは、関連予算をまとめてどういう状況になっているのかというのを全体総括して御説明をし、そういう中で漁連とか漁協のお話もお聞きをさせていただくというような場も時々設けていただいている。そのときには当然、環境省、国土交通省とか、文部科学省とか、そういうところも出てきて、状況をそれぞれ伝えながら進めている。関係省庁が集まって進めていくというのが有明海特別措置法の総合的に再生に向けた取組を進めると、これはスキームそのものだと思っております。

しかし、促進協議会という、これは県知事さんが入り、また、その下に幹事会レベルがあって、毎年、各県の担当の方も出ておられる仕組みもあるわけですが、総合的な仕組みとして、枠組みはそこにあるんだろうと私は思っております。そこをうまく活用していくということが、新しく組織をつくるというよりも、今あるので、そういうところでいかに実効性のある形により持っていけるのか、今でも県計画という形で各県それぞれ取組を、そういう議論の中で整理をして、総合的な取組をしていただいているんだというふうに理解しておりますけれども、それをより実効性を高めていくというのは、また先ほど申し上げた場でやっていくのが、私は一番の本道の部分であろうと思っております。

この協議会の中において、どういう議論、どういう形でいろんな取組につなげて議論するかというのは、これは今回4県の協調の取組の話についても、また後ほど国からの一つの考えとしてお話しさせていただきますけれども、これはあくまで一つの考えとして提案させていただいて、できれば、今日こういう場で、いろいろ各県からお知恵とかお考えをお聞きして、どういう形に肉づけをして、もしくはどういう形で追加をして、いい形にしていくのかというのを考えたいと思っておりますので、まず、この場についても、これからどういう形にするかというのは、まさにこれからお知恵をいただく、そういうふうに御理解いただきたい

いと思います。

(会 長)

再質問、また、そのほかの点につきましての御意見、御質問ございますでしょうか。お願いいたします。

(福岡県)

先ほど知事レベルの位置付けということで、佐賀県の漁連さんからありましたけれども、これにつきましても、本県としては、やはり知事といいますと政策決定責任者でございますので、これまでは協定の中で実証事業、調査なりをやってきたわけですけれども、漁業者にとっては再生というのは喫緊の課題でございます。だから、やはりスピード感を持って再生というふうなことで、私どもとしてもお願いしたいわけで、調査段階、実証段階であれば、協議会なり、幹事会で十分今までやってきたわけでございます。

それで、やはりそういう成果等を総括して、論点整理をよくしていただいた上で、水産資源の増大、それから漁場環境の改善に直接結びつくような実効性の高い施策を是非ともお願いしたいと、そういうところの話の場といいますか、やはり漁業者が実感できる、資源回復というのを実感できる効果が見込まれるものをダイナミックにやっていこうというふうな決定をする段階といいますか、そういうところで知事レベルの決定と、会合というものが必要になってくるのかなと。イメージですけれども、是非ともそういう形でお願いをしたいなというように希望したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(会 長)

ありがとうございました。他にございますでしょうか。お願いいたします。

(佐賀県)

先ほどの熊本県さんがおっしゃった意見は、非常に重要な意見だと思っております。振興局や水産庁だけの予算の中で議論を進めていくのか、あるいは、有明海再生に向けて広く意見を聞いて、その中でできるものはやっていくけれども、他省庁のお力をかりる場合は、きちっとその旨を伝えていきながら実現に向けていくという視点は非常に重要なことだと思

ますので、私もぜひ、再生に向けてどんなことが必要なのかというのは、余り枠にとらわれずに、せっかく今回、知事レベルまで含めて拡充をされておりますので、そういうのに向けて、少し大きな意味で再生に向けて議論ができるように、そういう位置付けのもとでこの協議会を進めていかれたらどうかというのは非常に感じたところでございます。

(会 長)

農村振興局お願いいたします。

(農村振興局)

それぞれの委員さん、みんな重ねてスピード感なり、集中的にとか、非常にそういう状況に差し迫っていて、総合的な対策が必要だ、そういう思いからお話をされている、これは私も同感でありますし、そういう声がこういう場でも皆さんから厳しく出たということはしっかり受けとめて、また、こういう場でそういう話が出たというのは、いろんな形で世の中にも発信されていくと思いますし、また、我々の省内、また、今日のこのような話について、政務とかにも報告をさせていただくということになりますので、そういうのを肌感覚で御理解をいろんな方面にさせていただくということになろうかと思えます。

その中で、今、福岡県さんのほうからは、例えば、しっかり成果を総括して、実効性の高いものになった場というような一つの考え方をいただいたところでもございますし、ほかにもそういう観点で、また皆さんのほうから知事レベルの会合なり、協調の取組の中で考えていくべき要素みたいなものをいろいろ言っていただければ、それを踏まえてまた実務的な協議を重ねさせていただきながら中身を詰めていくということが、前向きな議論になっていくんだろうと思っております。

そこで、佐賀県さんのほうから農水省、水産庁の予算だけの中で議論を進めていくのかとのお話がありましたが、私の言っている部分がなかなか誤解されていたのかもしれませんが、1つは、今、既にいろいろ動いている場で、その実効性を高めていくようなことをするほうが入り口としてはやりやすいですし、動かしやすいということがあろうかと思えます。

それに今、この場というのは、農村振興局と水産庁の予算を活用してやっておりますので、ある意味こういうふうには、かなりここも密な議論をしたりとか、ある意味、小回りのきくよ

うな意見交換もできていくというところはあるかと思いますが、これまでの特措法の促進協議会、関係省庁が入って、ああいう大きくなると、なかなか実効性のある話に結びついていかない、要するに、幹事会レベルは毎年各県の方々が出ておられてやっておられますけれども、上のレベルのほう、知事レベルの会合というのもやり得るんですけれども、もう10年ぐらい、一番初めに1回やって、10年やっていないという状況ですので、ある意味、場面場面を使い分けながら、今あるものをうまく活用しながらやっていく、そういうことを考えたらどうであろうと。関係省庁、総合的な取組が重要だというのはよくわかっております。その中で、どのような形でひとつ実践的に進めるかということで、今の段階で私の思うところをお話しさせていただきましたので、そういうことで御理解をいただければと思います。決して否定しているわけではございません。

(会 長)

今、御説明がございましたけど、どうでしょうか、再度の質問あるいは御意見がありましたら賜りたいと思います。御自由にお願いいたします。いかがでしょうか。

(熊本県)

関係省庁がここに来なくても、先ほど委員が言われたように、いわゆる再生のためには何が必要かというのをこの中でしっかり議論していくと。それで、部長さん言われたように、農村振興局、水産庁でやれるやつはやっていくし、やれないところは関係省庁にまたお願いしに行くと、少なくともそういう形が必要じゃないかなと思います。

(会 長)

この点に関しまして、そのほかの方々からございますでしょうか、御意見、御質問。ここでの議論の伝え方というような御指摘ではなかったかと思うんですけど、そういう点を含めて農村振興局から再度御説明、御答弁をお願いいたします。

(農村振興局)

今お話があったように、いろんなやはり関係をした取組とかというのものもあるのかもしれませんが。それにいろんな意見が出てきて、これはぜひ伝えていったほうがいいとかというもの

あるのかもしれませんが。どういうふうに伝えるかとか、そういうことはちょっと検討させていただくということにさせていただきますが、いろんな意見が出たものを有効に共有をして再生につなげていくという観点でちょっと検討させていただきたいと思います。

(会 長)

その他いかがでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしていると思いますので、本連絡協議会の規約の改正案についてお諮りをいたしたいと思いますが、先ほど農村振興局から御説明をさせていただいた内容で御承認をいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(会 長)

ありがとうございました。異議なしとのことでございますので、本連絡協議会の規約の改正案につきましては承認をさせていただいたということとさせていただきますと思います。

それでは、早速でございますけれども、ここで新しい規約に基づきまして委員となられた方々の御紹介をさせていただきたいと思います。

まず最初に、佐賀県の古賀生産振興部長でございます。

(佐賀県)

よろしく願いいたします。

(会 長)

次に、水産庁増殖推進部漁場資源課長代理の江口生態系保全室長でございます。

(水産庁)

本日は漁場資源課長が急な用務で出席できません。なので、代理で江口が出席させていただきます。よろしく願いいたします。

(会 長)

続きまして、農林水産省農村振興局の横井農地資源課長でございます。

(農村振興局)

御理解いただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

(会 長)

それでは、続きまして、議事2のこれまでの各種取組状況と結果につきまして、九州農政局及び水産庁から説明をお願いいたします。簡潔をお願いいたします。

(九州農政局)

それでは、お手元にお配りしております資料2という、これまでの各種取組状況と結果についてというところで、まず、九州農政局で実施させていただいております調査の取組状況と結果、特にこれまでの成果について御説明させていただきます。

まず、資料2の2ページ目をお開きいただけますでしょうか。

ここから特産魚介類生息環境調査ということで、平成21年度から各4県のほうに委託させていただきまして、実施しております調査の取組状況について御説明させていただきます。

まず、福岡県さんに2ページ目は委託させていただいております調査でございます。調査対象ということで、タイラギの生息環境調査をしていただいております。一つは、覆砂による底質環境の改善ということで、これまでの調査の中でタイラギの浮遊幼生の挙動シミュレーションといったものをしていただいております。

図1にありますような三池島、竹ハゼ、農区第210号といった3地点を含むArea (a)と書いております福岡県矢部川沖の海域の母貝保護が重要といったこと、それと、いろんな覆砂を試験されておりますが、その中でも斜面覆砂が稚貝の着底効果があるといったようなことがわかってきております。

ただ、タイラギについては、生息量と申しますか、浮遊幼生の発生がほとんどない状況ということで、なかなか調査の継続自体が難しいといったような状況でございます。

続きまして、3ページでございます。

佐賀県さんで実施していただいておりますサルボウとタイラギの生息環境調査でございます。まず、左側がサルボウの生息環境把握ということで、一つは、岸側の漁場よりも沖側の

漁場において貧酸素状態が起りやすく、サルボウのへい死率が高いと。貧酸素と低塩分の条件が重なりますと大量へい死が発生する可能性が高くなるといったようなことがわかってございます。サルボウの生息密度が低いほど生存率は高いといったこと、また、タイラギにつきましては、右側でございますが、サルボウ殻の散布による底質環境の改善について調査をしていただいておりますが、こういったサルボウ殻の散布・耕耘によりまして底質の環境が改善されて、タイラギの稚貝の着底効果が大きいといったようなことが判明してきてございます。

続きまして、4ページ目でございます。

長崎県さんで実施していただいておりますアサリの生息環境調査でございます。一つは、高濃度酸素水の供給による貧酸素対策ということで、アサリの漁場、その図の7にありますけれども、アサリの漁場に向けて高濃度酸素水を供給されておまして、その中で高濃度酸素水の供給で平成21年7月の調査開始以降は強い貧酸素状態も確認されておらず、調査地におけるアサリの大量へい死も確認されていないということで高濃度酸素水の供給に一定の効果があるといったようなことがわかってきております。

また、被覆網によりまして稚貝の着底効果みたいな調査もしていただいております。この被覆網の設置区域については、要はアサリの散逸防止でございますとか、ナルトビエイなどの食害防止効果があるといったようなことがわかってきてございます。

続きまして、5ページ目、熊本県さんのほうで実施していただいておりますクルマエビの関係の生息環境調査ということで、海底耕耘によりまして底質環境とクルマエビの生息状況の関係を調査していただいたものでございます。この中では、海底耕耘を行う場所とか、耕耘回数によりましてばらつきはあるのですが、海底耕耘することによりまして、底質の硫化物が分解・減少して、底生生物なり水生生物の個体数が増加するといったような効果があることがわかってきているところでございます。

以上が1番の有明海特産魚介類生息環境調査の関係でございます。

それと、続きまして、7ページをごらんいただけますでしょうか。

私どもでやらせていただいております国営干拓環境対策調査のうちの貧酸素現象調査の調査結果でございます。7ページにありますように、この調査につきましては平成16年から実施しておりますが、貧酸素水塊の形成メカニズムということで、貧酸素水塊につきましては、夏季の大きな降雨後に表層の塩分濃度の低下による塩分躍層が形成されている状況で発生し

やすいということがわかっていると。

また、貧酸素水塊については、有明海湾奥部と諫早湾でほぼ同時期に別々に形成されているといったようなことがわかっております。

また、私どもで測っております観測値につきましては、速報値でございますが、農政局のホームページで情報提供させていただいております。

続きまして、8ページをごらんください。

赤潮調査でございます。この中で赤潮の発生海域ということで、これにつきましては、降雨による河川からの栄養塩の流入後、高濃度のクロロフィルa濃度が増加するというので、こういった時期に赤潮になっていたといったことがわかってございます。

また、下の図にありますように、クロロフィルa濃度の調査結果とか衛星画像データを見ますと、衛星画像のデータから赤潮の状況を見ますと、有明海湾奥部と諫早湾でそれぞれ独立して拡大増加しているといったことがわかっております。

また、年間の赤潮発生日数は、平成19年度以降は横ばいになっている状況でございます。

続きまして、9ページ目でございます。

底質環境調査でございますが、こちらのほうは、その9ページの図15にありますような底質特性別海域区分図というものをこれまでの底質攪拌等の調査をやってきた中で作成させていただいております。また、底質攪拌につきましては底質改善効果があるといったようなことがわかってきております。また、この調査の中で浮泥の堆積状況の調査もさせていただいておりますが、状況としましては、河川流量が増加する夏季に厚く分布して、10月以降は薄くなる傾向が見受けられる状況でございます。

また、最後、10ページ目でございますが、二枚貝類等生息環境調査ということで、こちらはナルトビエイの捕獲等をやらせていただいている調査でございます。これにつきましては、ナルトビエイについては5月から11月ごろまで有明海全域に数十万から40万匹ぐらい来遊していると。ただ、23年以降は来遊数の減少傾向が見られますということでございます。また、ナルトビエイについては、有明海湾奥部の広範囲を回遊し、二枚貝類を捕食しているということで、その餌はアサリとかサルボウ、タイラギ等の二枚貝類が8割を占めているといったような状況でございます。

以上、駆け足で申しわけございませんが、農政局でやっております2つの調査のこれまでの調査状況について御説明させていただきました。ありがとうございます。

(水産庁)

続きまして、水産庁栽培養殖課から、有明海漁場振興技術開発事業、これについて説明させていただきます。

資料は今の資料の11ページを参考に聞いていただければと思います。

この事業、有明海の特産魚介類の種苗生産・育成技術の確立、放流技術の改善等ということを目的としまして、平成21年度より4県の補助事業として実施しております。年間総額4億円ということで、各県の試験研究機関が中心になって行う技術開発に対して支援しているという形になります。

取組状況と結果ということなんですけれども、21年度から取り組んだものや、あるいは24年度から取り組んだものということがあるんですけれども、26年度はタイラギ、アゲマキ等の貝類は5種類、クルマエビ、ガザミの甲殻類が2種類、ホシガレイ、エツ等の魚類5種類について取り組んでいるところでございます。

主な成果なんですけれども、例えば、タイラギについては、長崎県のほうで人工種苗生産ですとか餌料開発というものに取り組んでおまして、今年度人工種苗として約400個体の着底稚貝が得られているというところです。また、佐賀県のほうでは、タイラギの垂下試験を通して、夏季の減耗は著しいんですけれども、垂下養殖の可能性が示されているというところです。

アゲマキについては、佐賀県のほうで120万個体の種苗生産や放流適地の条件をいろいろ調査しております。例えば、放流適地として、含水率が60%以下で放流時の泥の温度が8度C以上というようなそういう絞り込みも開発しております。

クルマエビ、ガザミでございましてけれども、これについては4県共同で実施しております。これらは種苗生産はできるんですけれども、脱皮による標識の問題というものがありますので、DNAを標識として放流技術の開発を行ってきております。その結果、現在までのところ、クルマエビでは放流時期は6月、サイズは50ミリ、なぎさ線や夜間に放流した場合の回収率が高いということを確認しているところです。ガザミでは10ミリ程度、C3サイズの効果が高いということが判明してきております。

次に、資料にないんですけれども、ホシガレイは24年度から実施しております。長崎県のほうで種苗生産や中間育成の技術確立を実施しながら放流を行って、熊本県とあわせてモニ

タリングを実施しながら放流の適地、サイズ等について調査をしております。これまで低水温期で15センチ程度の大きさの放流が有効なのではないかというところが示唆されているということと、放流場所によってかなり回収率に差があるんだらうということが判明してきております。

また、エツでございますけれども、福岡県のほうで人工種苗生産と放流技術開発を行っております。また、佐賀県のほうでは、生物的な特性として、年齢、成長、成熟等や産卵環境の把握を実施しているところでございます。これまでの成果としては、種苗の飼育時に必要な低塩分培養ワムシの安定生産とか、その有効性が確認されているところでございます。

ほかにもいろいろ魚種はあるんですけれども、以上、簡単ですが、この技術開発で成果として言われている主な魚介類の取組状況の結果でございます。

(水産庁)

それでは、続きまして水産庁の研究指導課でございますけれども、12ページの資料2-4-1の有明海漁場造成技術開発事業と各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業についての、これまでの成果について御説明いたします。

この2つの事業では、浮泥対策とかの底質の改善とか、あるいは貧酸素水塊の対策、あるいはホトドギスガイの駆除対策等の技術開発を、実証試験、実証事業を通して行っているところでございます。

まず、有明海の漁場造成技術開発事業でございますけれども、これは平成20年から24年度の5年間で、主に土木的、あるいは機械的な手法の実証試験を通して開発してございまして、平成25年3月にガイドラインとして取りまとめてございます。これについては水産庁のホームページにも掲載しているところです。

もう一方の各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業ですけれども、これは平成25年度から29年度までの5カ年の予定で現在行っているものでございまして、これは主に漁業者の方々が漁船とか漁具等も活用して実施できる漁場環境の改善の手法を実証試験を通して開発しているところです。

次のページからは有明海の漁場造成技術開発事業で開発した手法の概略について載せてございまして、なお、もう一方の各地域の実証事業につきましては、これまでの成果については資料4のほうで説明させていただきたいと思っております。

それでは、最初に13ページの帯状覆砂による底質改善・基質供給技術でございますけれども、これはアサリの漁場造成の手法として海砂を利用した覆砂がよく用いられておりますけれども、現在、全国的にこの海砂の採取が制限されたり禁止されるという方向にございまして、覆砂における海砂の効率的な使用方法とか使用量の縮減方法が求められておりました。そこで、ここでは図に示してありますような、適切な間隔で帯状に覆砂することによって、覆砂後に潮の流れとか波浪の影響で移動することを利用して、広い面積のアサリ漁場を、少ない砂の量で造成するという技術を、これは熊本県の緑川河口の干潟域での実証試験を通して開発してございます。

次に、その下の段のほうの砕石による代替覆砂材活用技術ですけれども、これも海砂にかわる覆砂材として、こういった写真にありますような、砕石を有効活用できないかということで実証試験を通して開発したもので、これにつきましては熊本市の川口地先での実証試験を通して開発してございます。

次に、14ページの砂止潜堤による覆砂材の流出低減技術でございますけれども、覆砂によってアサリ漁場を造成しても、強い波浪を受けるようなところでは、覆砂材が次第に流出してしまうという問題がございました。そこで、ここでは写真に示してございますような、小規模な構造物の砂をとめる潜堤を設置することによりまして、覆砂材やアサリの流出を防いで、アサリの生息環境に適した漁場を確保する技術の開発を、これにつきましては雲仙市の地先での実証試験を通して行ってございます。

その下のほうの段の貝殻覆砂技術でございますけれども、これは、例えば、ホタテとかカキとかは加工場でのむき身の処理過程で大量の貝殻が発生し、その貝殻を有効利用した漁場造成について、ガイドラインが既に定められていて、北海道などでは、このホタテとかカキの貝殻を有効活用した漁場造成が行われております。

その一方、有明海について見てみますと、サルボウガイが加工場でのむき身の処理過程で大量の貝殻が発生するというので、ホタテとかカキと同じように漁場の造成への有効活用ができないかという、そういった観点から行ったものです。これにつきましては、佐賀県の鹿島地先での実証試験を通して行ってございます。

次に、15ページの微細気泡装置によるアサリの漁場環境改善技術でございますけれども、これは諫早市の小長井地先での実証試験を通して行ってございまして、この小長井地先では、もともと泥の干潟の上に人工的に覆砂をして、アサリの養殖場、地まきの養殖場を造成して

アサリの養殖が営まれている地区でございますけれども、夏に貧酸素水塊の発生によって養殖アサリがへい死するという問題が生じてございました。そこで、ここでは絵に示しておりますような貧酸素水塊の発生を防いだり防止する方法として、図のようなアサリ養殖漁場をその防除幕で囲って、幕の中を微細気泡装置にて曝気して、幕の中の溶存酸素濃度を一定以上に保ってアサリのへい死を抑制する手法の開発・実証を行っております。

次に、下の段のほうは、微細気泡装置による、今度はカキの養殖漁場の環境改善技術でございます。これも同じく諫早市の小長井地先で行ったもので、同地区では垂下式のカキ養殖が行われて、地元の観光名物にもなっておりますけれども、これもアサリと同じように夏の貧酸素水塊の発生によって、カキがへい死するという問題が生じてございました。それで、ここでは、この対策として、微細気泡による曝気による技術の開発を行っております。

次に、16ページに移りまして、揚水式曝気装置によるカキの養殖場の環境改善技術でございます。これは佐賀県の太良町大浦地先のカキ養殖場での実証試験を通して行ったものです。この地区のカキ養殖場では、たびたびカキのへい死が発生してございまして、この大浦地先でのカキのへい死の原因としては、貧酸素水塊に加えて高水温が主要な原因となつてございました。

それで、貧酸素水塊は通常、底層に存在するわけですがけれども、カキを垂下する海面近くまで達することもあり、また、有明海ではカキの養殖水帯の水温が30度を超えることもありますがけれども、カキにとって30度を超えるような高水温は、生息に不適切であるということで、このため、ここでは表層と比べて低温となっている底層の海水を揚水して曝気することによって、貧酸素状態を解消するとともに、海水温もあわせて低下させることによって、カキのへい死の緩和を図ろうという、こういった技術の開発・実証を行っております。

以上が、簡単な技術の概要でございますけれども、詳しい内容については、ガイドラインに取りまとめてございまして、それについては水産庁のホームページにも掲載させていただいているところです。

私からは以上でございます。

(水産庁)

続きまして、水産庁計画課です。どうぞよろしく申し上げます。

資料の17ページの有明海水産基盤整備実証調査について、御説明いたします。

この実証調査につきましては、沖合タイラギ漁場における覆砂の効果実証等を実施してきておりまして、平成17年度から実施をしてきております。

それぞれの成果につきましては、次ページ以降に詳しく説明しておりますので、そちらのほうで御説明いたしますけれども、まず、3点、17ページのほうに記載しております。まず1点目のいろいろな覆砂の効果実証をしてきまして、課題として一番最後の点に書いてあるんですけれども、これまで漁場造成の規模が小さかったことから、経済効果に関する解析・評価が不十分であり、事業化を見据えた実証調査が必要ということで、今後の取組として、事業規模の実証調査を実施していくということにしております。

また、管理手法のほうにつきましても、今、ジェットポンプを使ったメンテナンスをやっているんですけれども、今後、新たなメンテナンス方法の検討なりをしていくということとしております。

また、一番最後のタイラギへい死原因の究明ということで、これもちょっと始めたばかりなんですけれども、今、仮説を立てて、その検証をしていくということで、今後、こちらについても取り組んでまいります。

具体的な詳しい説明のほうで、18ページのほうからごらんください。

まず、18ページのほうで覆砂のいろいろな形状の検討ということで、まず、表のほうにそれぞれ薄まきであったり、凹凸覆砂でも2層型ですとか、多山型、畝型ということで、こちらにそれぞれ記載の方法で、この○がついている年度にそれぞれ漁場のほうを造成して、これまで検討を行ってきております。

ちょっと図が小さくて恐縮なんですけれども、右の上のところに、それぞれどのようなタイプで、いつ覆砂をしたかというのをつけております。

薄まき覆砂というのは、本来30センチぐらい覆砂の厚さとするところを、海砂の省資源化等も検討して、大体15センチぐらいでやったものでございます。

また、凹凸覆砂の多山型というのが、図が書いてありまして、これは上から見たものなんですけれども、実際に富士山みたいな円錐形をしたあの山のような形のものをたくさん並べたものが多山型と、2層型というのがその右側にありまして、こういう2層になったもの。あと、その下にあるので、畝型ということで、さまざまやってきておるところなんですけれども、左下のほうにあるグラフなんですけど、それぞれの形状安定性ということを見てまいりましたところ、多山型のほうにつきましては、割と形状が早く崩れてしまうという、そのよ

うな欠点があったことで、最終的に畝型というもののほうがまず安定性にすぐれていると。また、その右側のほうなんですけれども、当初、平成21年度にまず1本、畝型覆砂をつくりまして、その翌年にその横に並べるようにつくって、これはちょうど潮の流れと同じ方向になるように並べてつくったんですけれども、そうしましたところ、その下にあるグラフなんですけれども、緑で矢印を指しているところが2本つくったところなんですけど、その後にシルトの堆積層厚が軽減したということで、そういうふうに1本から、また、複数並べるとまた新たな流れの発生がありまして、シルト堆積の抑制効果があると、そういうふうなことがわかってきまして、現在は畝型というものを実証しているところでございます。

続きまして、19ページのほうをごらんになってください。

19ページはタイラギへの効果ということで、まず左の上にあるグラフですけれども、平成21年度に畝型の覆砂を1本、まず造成したときなんですけど、その棒グラフというのがタイラギの稚貝の着底の生息密度ということで、一番左にある何もなしのところというのが覆砂をしていない対照区。それぞれ、位置、法尻面なり天端部、それと合わせたところに棒グラフをつけておりまして、特にこの年は浮遊幼生の来遊も多かったということなんですけど、覆砂をしなかったところよりも、したところのほうが着底が多かったというのがまず平成21年度にわかっております。

その下のグラフというのが、その翌年に22年度、2本並べたところで、浮遊幼生の来遊の関係もあったと思うんですけれども、なかなかちょっと継続してというところが見れなかったんですけど、おおむね覆砂をしたところのほうで着底が多かったという結果が得られております。

続きまして、その右側のグラフのほうが成貝への効果ということで、まず、青い線が薄まき覆砂をしたところ、その次の黒い点線が1974年に天然漁場でのもので、緑の線が2007年級群の凹凸覆砂したところなんですけれども、これはそれぞれの月でどのように成長していったかということで、特に緑の畝型覆砂のところなんですけれども、凹凸覆砂のところですけども、大体、ほぼ1970年代の天然のものと遜色ないぐらいの成長曲線で、割と成長がよくて、薄まき覆砂よりもよかったという結果が得られておりまして、大体着底した翌年の冬、11月以降というか、年末にかけても漁獲可能サイズである15センチ以上ぐらいには成長していたというふうな結果が得られております。

続きまして、20ページのほうをごらんになってください。

20ページがタイラギの潜水漁以外の漁業への効果ということで、3つグラフ、かに網と、かにかごと、いかかごとということで、まず、それぞれのグラフの一番左が覆砂をする前と、その次が2009年度に覆砂をした後、そのさらに翌年ということで、2009年度なんですけれども、この単位努力量当たりの漁獲量が上昇したところが見られたという部分もありまして、タイラギ漁以外につきましても何らかの効果が示唆されたという結果が出ております。

続きまして、21ページのほうをお願いいたします。

覆砂漁場の管理手法の開発ということで、こちらにある、この図に示しましたような実際に潜水士の方が潜ってポンプを使って、先ほど浮泥の堆積抑制効果があるとは申しあげましたけれども、全く浮泥がたまらないわけでもございませんので、せっかく造成しました漁場について、その浮泥をちょっとここから吹き飛ばしなりすることによって、この漁場の効果が維持できるのではないかと。なおかつ、右の上のほうに書いたんですけれども、ジェットポンプを利用した漁場管理の特徴として、まず、汎用性の高い機材と簡単な装置を用いて容易にできる。また、そのポンプ自体が容易かつ安価に調達できるということから、メンテナンスを行う際の費用負担が小さい。その下のグラフというのが、事前にメンテナンスする前にたまっていた浮泥がメンテナンス後にこのぐらいに減っているということでございます。

以前のこの会議の中でも、実際、ただ浮泥を脇に散らしているだけではないかという御指摘を受けたことも存じ上げておりますけれども、せっかく、先ほど来御説明しましたように、タイラギの着底がいいという結果が得られておりまして、実際に潜水漁をする漁業者の方自体がメンテナンスもできるような手法ということで、検討したものでございまして、このようなものも開発しているところでございます。

続きまして、22ページをごらんください。

タイラギへい死原因の究明ということで、これまでも場をつくるだけではというお話もあり、東部のほうでタイラギの立ち枯れへい死があるということで、この原因につきましているいろいろと仮説を立てて、今まさに始めたところでございます。この右下にあるグラフなんですけれども、これは月が違って、11月と2月と、さらに干潟でとれたものと過去に覆砂をしたものなり天然漁場ということで、この点が違っているということは、実際にこれまで食べてきた餌が違っていると、そういうふうな結果がわかったものということで、まさにこれは調査が始まったところでございますけれども、いろいろな可能性を今後調べていって、へい死原因の究明にも取り組んでいきたいと考えているところです。

以上で説明を終わります。

(水産庁)

水産庁計画課です。資料2-5に基づきまして、水産基盤整備事業の取組について御説明申し上げます。

水産基盤整備事業につきましては、有明特措法に基づきまして今、補助率が従来の50%からおおむね55%にかさ上げされる措置が講じられているところでございまして、この措置に基づきまして、これまで有明海において行いました漁場整備については、23ページの左下に描いてある図のとおりでございますけれども、福岡県さん、佐賀県さん、長崎県さん、熊本県さん、いずれも漁場整備を行っていただいていたところでございます。

26年度につきましては、右上に書いてございますとおり、国費、当初予算ベースで14億4,000万円の予算を措置しておるところでございまして、福岡県さんにおいては覆砂、佐賀県さんにおいては海底耕耘、長崎県さんにおいても海底耕耘、それから着定基質、それから、熊本県さんにおいては覆砂と藻場の着定基質の整備を予定しているところでございます。

特に佐賀県さんで行われておりますモガイ殻散布耕耘については、これまでの実証事業で得られた成果をもとに、新たに今年度から取り組むこととなったものでございます。

課題といたしましては、有明海再生のためにこれまで関係県が個別に行ってきた漁場整備を、有機的に連携させる必要があると。それで漁場環境改善に係る共通の課題について、関係県が連携して効果的、効率的に推進していくことが必要ではないかというふうに考えておりまして、現在、新たに漁場整備に関する総合計画を策定した上で、漁場整備とあわせて行うモニタリング等について新たに補助対象とするような内容の有明海及び八代海等における広域的な漁場整備のための総合対策事業を新規事業として要求させていただいているところでございます。以上でございます。

(会 長)

それでは続きまして、議事3の平成26年度調査計画につきまして、九州農政局から説明をお願いします。時間がおしていますので、ポイントを絞って簡潔にお願いいたします。

(九州農政局)

それでは、お手元に少し分厚い資料ー3、「26年度調査計画について」という資料があると思いますので、そちらで御説明させていただきます。

この資料で、26年度の調査状況を中心に御説明させていただきます。

まず、資料の7ページをごらんください。

こちらは先ほどお話ししました福岡県さんで実施していただいておりますタイラギの生息環境調査でございます。26年度の調査につきましては、その調査位置図にありますように、今年度も峰の州海域における斜面覆砂によるタイラギ稚貝の着底効果なり、底質改善効果を検証していただいているということでございます。

26年度の調査状況は8ページでございますが、中段下のグラフをごらんください。24年級群と25年級群タイラギの生息密度の推移ということでございますが、それぞれ斜面覆砂のところ、25年6月とか、25年10月ぐらいまでは高い生息密度というか、ある程度の生息が確認されていたんですが、それ以降は全地点でなかなか生息が確認されていないというような状況が続いているということでございます。

次が9ページのところに底質がございますが、かたや底質につきましては、基本的には浮泥厚でございますとか、硫化物量並びに泥分率なんかは特に悪化しているということではなく、良好な底質環境の維持を確認されているといったような調査状況でございます。

次に、15ページをごらんください。

こちらは、佐賀県さんで実施していただいておりますサルボウの生息環境調査でございます。

26年度につきましては、サルボウの生息状況と環境要因ということで、貧酸素ですとか、赤潮等との関係をさらに調査するというので、調査を実施していただいております。

調査位置につきましては、図1-2-4にございます調査位置で、調査内容につきましては、(3)の調査内容にありますが、水質環境調査、広域生息調査、大規模移植実証試験等の調査を今年度実施していただいているところでございます。

次に、21ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらが、同様に佐賀県で実施していただいておりますタイラギの生息環境調査でございます。

今年度につきましては、豊前海産のタイラギをダイナン周辺及び大規模増殖場周辺に移植

して、その生息状況の確認等の調査をしていただいております。

4月中旬ごろに豊前海産タイラギを約5,000個体、先ほど申しましたダイナン周辺等に移植されまして、現在の状況については、22ページの上にございます、移植貝の生息状況ということで、6月までの生息状況は、それぞれ生残率が90%以上超えておりまして、良好に推移していたということですが、7月には大規模増殖場周辺の移植貝が減少しているということでございます。

9月の状況を聞き取りしましたところ、ダイナンのところでは9割以上残っているようですけれども、大規模増殖場では10%程度ぐらしか残っていないということで、大規模増殖場のほうはナルトビエイの食害を受けた可能性があるという状況でございます。

また、22ページの下のタイラギの浮遊幼生の発生状況の調査もしていただいておりますが、今年度はここ数年と比べても少ない状況にあるといったような状況でございます。

次に、25ページをごらんいただけますでしょうか。

25ページが、こちらは長崎県さんをお願いしておりますアサリの生息環境調査のうち、高濃度酸素水供給によります貧酸素対策調査でございます。

今年度もその調査位置図にあります釜と金崎という2カ所で、7月14日から高濃度酸素水を供給して、10月まで約90日間供給されておりまして、その中で高濃度酸素水供給による水質とか底質の変化の調査をしていただいております。

次に、30ページをごらんください。

こちらが、同様に長崎県さんで実施していただいておりますアサリの生息環境調査ですが、こちらは平成25年からアサリの増養殖に適した生息環境と稚貝の着底効果を把握するための調査ということで、小長井と瑞穂で実施していただいております。瑞穂のほうではアサリの増養殖に適した漁場ということで、地盤高とか地形等の検討するための調査を引続き今年も実施していただくということと、小長井のほうでは成長や身入り不良、また底質改善等の対策として、適正養殖密度の検討のための調査を今年も実施していただいているところでございます。

次に、37ページをごらんいただけますでしょうか。

熊本県さんをお願いしておりますクルマエビの生息環境調査でございます。今年はその図にありますように、2地域といいますか、玉名市の横島町沖と、熊本市の畠口町沖で1回耕耘、5回耕耘といったような、あと対照区というのをそれぞれ設定されまして、海底耕耘

を実施し、その海底耕耘後の底質とか底生生物及び水生生物の追跡調査を実施していただいているというところでございます。

38ページにつきましては、そういった海底耕耘の中で、以前は生息していたんですけれども、近年見られなくなった貝類などが再び生息するようになったといったようなことで、写真を提供していただいております。

次に、41ページをごらんいただけますでしょうか。

A 3の折り込みの部分が2枚ほど、41ページ、42ページと入っております。ここからは、有明海特産魚介類生息環境調査ではなく、国営干拓環境対策調査でやっております貧酸素現象調査について御説明させていただきます。

この41ページは有明海の湾奥西側における貧酸素発生状況でございます。これは夏場、6月から8月末までのデータが入っております。観測地点につきましては、A 3の表の右上のところに赤く塗っておりますが、T13、T14、P 6、P 1という4地点でそれぞれ貧酸素の状況ということで、特に酸素飽和度、表の2段目、3段目、4段目、5段目のところに黒の線がありますけれども、それが酸素飽和度の状況ということで、特に表の2つ目、T13ということで、国営干拓沖とT14の浜川沖で7月の中旬から8月の中旬にかけて4回ほど貧酸素、特に10%ラインを割るような貧酸素が何度か見られているということでございます。

ただ、7月末の台風12号と8月の初めの台風11号によって貧酸素になっていたのが改善されているといったような状況が見受けられてございます。

次が42ページでございます。

42ページが、今度は諫早湾のほうの貧酸素発生状況でございます。

位置につきましては同じ、右肩上にS 1、B 3、B 4、B 6といった諫早湾内の地点において測っております貧酸素の発生状況でございます。これを見ていただきますと、グラフの2段目、S 1ということで、湾奥部、特にこれは北部排水門の直前面のところでございますが、そのところでは、酸素飽和度20%を切ったり10%を切ったりしているところが幾つか見られますけれども、先ほど見ていただいた有明海湾奥西側のような厳しい貧酸素の状態にはなっていないと。どちらかといえば、総体的に穏やかな貧酸素、何度か貧酸素ということで40%ラインを切ったりしておりますが、そういった状況になっているということでございます。

次に、45ページをごらんいただけますでしょうか。

同じく国営干拓のほうの調査でやっております赤潮調査の状況でございます。

衛生画像データによるクロロフィル a 濃度の分布状況を示しております。一番上の4つの図がございますが、見ていただきますとわかりますように、6月24日から7月1日ということで衛星画像データですが、有明海の湾奥部で6月24日とか7月の時点で赤くなっております、こういったところがクロロフィル a 濃度が高いというところでございます。この時期に佐賀県様のほうから赤潮の発生情報が出されているといったような状況でございます。

また、中段から下の7月24日から7月30日ということで、今度は7月末も有明海の湾奥部と、あと熊本県沖で赤くクロロフィル a 濃度が高くなっているということで、同時期に佐賀県さんとか熊本県さんから赤潮の発生情報が出されているといったような状況でございます。

次に、52ページをごらんいただけますでしょうか。底質環境調査で実施させていただいております今年度の調査位置でございます。底質環境調査につきましては、底質攪拌と柱状採泥という2種類の調査をやらせていただいております、その52ページの調査位置図にありますように、赤の丸で2つ囲ったところが今年、柱状採泥をやらさせていただくところ、それと四角いところを赤く囲っているのが4区域ぐらいございますが、こちらが底質攪拌をやるところでございます。

今年の、特に柱状採泥の調査状況につきましては、54ページを見ていただけますでしょうか。

54ページの上の図が浮泥厚の堆積状況でございます。資料2の先ほど御説明したところで、夏場、浮泥が厚く堆積して、11月以降薄くなる傾向ということで全体的な傾向ではあるんですが、今年については夏場も、この図は7月26日と8月11日に調査したものでございますが、それほど浮泥が厚く堆積していないという状況になっております。また、その下がAVSの推移状況ということで、AVSについては例年同様、筑後川沖から有明海の湾奥西部にかけて多いような状況になっているということでございます。

次に、最後ですけれども、60ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらからがナルトビエイの捕獲等の調査をさせていただいておりますものでございます。今年も同様に広域分布調査でございますとか標本船調査、水揚げ港調査ということで実施させていただいております、8月までの調査状況をまとめたものが61ページになります。61ページの真ん中から下の2)の標本船調査の下のところでございますが、先ほど成果のところ御説明しました平成23年以降、ナルトビエイは減少傾向ということで、捕獲することに

よりまして個体も小さくなっているという状況が確認されていたんですが、今年はこれまで28回の操業で173個体捕獲しておるんですが、CPUEについては6.1個体ということで、24年、25年度は4個体以下だったんですけれども、少し高い状況になっております。

また、次の62ページをごらんいただけますでしょうか。水揚げ港調査ということで、ナルトビエイの体盤幅別の捕獲個体数を見ますと、その下の図2-4-8にありますが、今年は80センチ程度ということで、推定5歳程度の雄ですね、青の線が80のところ立っていると思いますが、捕獲数が多いという状況になっております。これまで25年度までは雄雌とももう少し小さく50から70センチのものが多かったんですが、ことしはちょっとナルトビエイにつきましては8月までの調査状況であります、状況が異なっているということでございます。

以上、簡単でございますが、御説明を終わらせていただきます。

(水産庁)

次に、有明海漁業振興技術開発事業について説明いたします。

資料は4でございます。その1ページ目から14ページ目に当たるところにこの事業を書いております。

先ほど説明したように、26年度は12の魚介類に対して取り組んでいるところです。主な魚介類については1ページ目にまとめておりますけれども、種苗生産とか放流時期は主に春から夏ということなので、既に放流を行っているものもあります。

1ページ目の下のほうの青いところでございますけれども、実施規模と書いてありますが、クルマエビでは1,823万尾、ガザミでは174万尾の放流が行われております。タイラギについては、種苗生産とか太良町地先での垂下の実施、アゲマキのほうは8月から種苗生産を開始しております、今後、太良町牟田とか、鹿島市浜、七浦地先に放流を予定しているところでございます。

ハマグリについては、中間育成のためにクルマエビの養殖場を去年使ってやったら有効性が示されたということで、今年も引き続き行いまして、適正な収容密度等の調査をすることです。さらに直まきの技術開発として囲い網等を用いた試験を実施します。

エツについては、種苗生産のための栄養強化を実施しているんですけれども、今年は5万4,000尾を筑後川に放流したということです。また、生物特性調査として外部標識を663個体

に対して実施し、河川間交流とかの調査をしております。また、4月から7月にかけて、卵ですとか仔魚、稚魚の調査を六角川とか早津江川の河川河口で実施して、このデータを解析中ということです。そのほかマガキですとかアサリ、トラフグ、ホシガレイ、ヒラメ、マコガレイ、オコゼについても調査、技術開発を行っておりますけれども、詳しくは3ページから14ページのところにまとめていますので、御参照いただければと思います。

以上、26年度の有明海の技術開発事業の計画を説明しましたけれども、なお、参考までの情報提供としまして、タイラギについては、別途、水産庁の委託事業で二枚貝資源緊急増殖対策事業というのを4県協力のもと水研センター、特に西海区水産研究所が中心になってやっていたというわけなんですけれども、ここで人工種苗生産技術の開発を行っております。既に承知の方もいると思うんですけれども、この技術開発の中で20万個相当の着底稚貝が得られたということから、これは各県のほうに分与して、各県の試験研究に有効活用していただいているというような状況でございます。

以上、当方からの説明を終了します。

(水産庁)

引き続きまして、15ページ以降の各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業についてでございます。

本事業では、漁業者の方々が漁船とか漁具等も活用して実施することができる泥土、浮泥の対策とか、あるいはホトトギスガイの対策とか貧酸素水塊の対策などの漁場環境の改善手法の実証事業を行っているものです。

まず、16ページでございますけれども、これは福岡県の柳川、大牟田地先での実証事業を行っているもので、本地区では、有明海の湾奥部に位置して、アサリ漁場が広がる地域ですけれども、河川から泥土、浮泥の流入でアサリの生息環境が悪化しているということで、その対策として、泥土の堆積を抑制除去してアサリの母貝を保護する、写真にありますような高台の造成技術の実証試験を行っているところです。平成25年度の成果としては、原地盤より若干高い場所を造成することでアサリの生息に不適な泥土は堆積しないことが明らかになりました。また、この場所ではアサリの生残率が高いことも明らかになってございます。

次に、17ページで平成26年度の事業内容ですけれども、さらに泥土が堆積しない要因を調べつつ、アサリの生育状況や定着方法等、高台地盤のアサリ母貝の保護育成場として利用す

るために必要な条件を明らかにしていく予定です。

また、高台の地盤の上に図3に示しますようなクラムマットを置くことによる効果についても検証することにしております。

次に、18ページの貧酸素水塊対策ですけれども、これは24年度に佐賀県の水産振興センターのほうで1日1時間以上貧酸素条件を解消することによってサルボウガイのへい死が大幅に軽減する可能性が報告されたことを受けまして、夏の貧酸素水塊を常に改善させなくても、わずかな時間改善させる息継ぎというような形での対策でサルボウガイのへい死の軽減が図れるのではないかという考えのもとに進めておる実証事業でございまして、平成25年度は図のような、水槽実験で吹き流し装置の素材や形状とか大きさを決めて、それで製作した吹き流し装置を実際に漁船でまず図の絵のような形で曳航して、まず水塊を攪拌させる試験を実施しました。その結果、1分間に海水が1万7,000リットル下から上に攪拌されたということが確認できまして、また、この装置は漁業者の方が漁船に装着して運用できるというようなめどが立っております。

次に、19ページで今年度の内容ですけれども、図2に示すように、今度は上から下に海水をおくるような手法についても実証試験を行います。また、室内試験でサルボウガイの息継ぎに必要な時間等を把握し、それを踏まえた吹き流しの装置の運用方法の検討を行う予定にしております。

次に、20ページの漁船を用いた有害生物対策とアサリ漁場維持・回復技術ですけれども、これは諫早市の小長井町地先での実証試験を行っております、この地域は覆砂漁場でアサリの養殖漁業が営まれているところですが、ホトトギスガイが大量に発生して、今現在、これを人力で駆除をしておられますけれども、漁業者の大きな負担となっているということで、ここでは漁場耕耘とかによって労力の軽減が可能なアサリ養殖場のホトトギスガイの駆除による漁場の機能維持の回復技術の開発を行っております、平成25年度は表のように、漁場耕耘によってホトトギスガイを減少させることがわかりました。

それで、21ページ、今年度につきましては、昨年度の結果、漁場耕耘後1カ月程度経過すると、また再びホトトギスガイの増加が確認されたことから、今年度は適切な頻度や回数や、その時期について検討を行うこととしております。

また、漁場の耕耘とあわせて滲筋を造成して、泥土も除去する手法についての検討も行っております。

次に、22ページにつきましては、これもホトトギス外の駆除でございまして、ここではひもとかマットを使って駆除する手法についての開発を行っております。

次、24ページで砂の有効活用によるアサリ漁場の機能維持・回復技術ですけれども、これは漁業者が漁船を使ってみずからアサリ漁場に砂を散布する方法についての開発を行っておりまして、25ページで今年度の内容ですけれども、図2のイメージ図のような、利用されていない堆積した砂を漁船を使って散布する手法についての検証を行っております。砂は満潮時に採取して下げ潮時に散布して、干潟時に敷きならすということで、その後の底質調査や生物調査を行って散布後の状況、アサリ漁場の効果を確認することとしております。

次に26ページで、これもホトトギスガイの対策でございましてけれども、ここでは、海底にチェーンとかロープとかノリ網を設置することによって、ホトトギスガイの形成を抑制しようという手法でございまして、平成25年度の結果は、チェーンは余り効果はありませんでしたけれども、ノリ網については、ホトトギスガイの除去とか、底質の改善の効果が見られております。

27ページ、今年度につきましては、設置時期や撤去の時期を変えて実施して、より効果を検証することとしております。

次に、28ページでございまして、これも浮泥対策として、写真にありますような噴流式の貝桁を用いて海底を攪拌することによって、底質をアサリの生息に適したような環境に改善しようということで、平成25年度の結果は泥分率が90%から50%に減少をしたということが明らかになってございます。

29ページで、今年度の内容ですけれども、図2に示しますような人力による深掘りによる底質の改善とか、今度は地区を変えて噴流式貝桁を行って底質の調査とか、生物調査を通じて効果の検証を行うこととしております。

最後に30ページですけれども、これは今年度から行っております地区でございまして、これも浮泥の除去の対策で、コンポーズ、ノリの支柱を用いることによって浮泥を沖側に流出させることができないかということで取り組んでいる手法でございまして。これは今年度から行っているものでございます。

以上でございます。

(水産庁)

それでは、資料4の一番最後になりますけれど、資料の32ページをごらんください。

沖合タイラギ漁場における覆砂の効果実証等ということで、福岡県の大牟田沖のほうで実施しております。

事業の目的でありますけれども、先ほど資料2-4-2で御説明しましたように、これまでタイラギの着底効果なり成貝の増産効果が高いということが確認されました凹凸覆砂畝型工につきまして、これまで規模が小さかったことから規模を大きくして、事業規模での実証調査を実施いたします。

平成26年度の事業内容ですけれども、この図の1に示した場所、これは昨年度と全く同じですけれども、この図の2、右側に示しておりますように、昨年度、まず5本畝型を造成しております。今年、この緑色のところの3本、6月に造成をいたしました。大きさ的にはほぼ同じなんですけれども、若干施工方法が違いまして、左下にあります図3ですけれども、平成25年度は覆砂層厚を一定に1.5mということで、海底地形のほうが平らでなければ、多少これ横から見た図ですけれども、若干凸凹があるんですけれども、今年、天端高のほうを一定にするということで、多少深いところに厚く施工いたしまして、高さを一定に。これによってある程度流れのほうが安定するのではないかとということで、同じ場所で若干変えてそれぞれまた実証をすることとしております。その右側の参考というのは、2本並べたときにそれぞれ流れの向きなり速さに変化が起こるということのイメージを掲載したものです。

続きまして、33ページですけれども、あとそれぞれ先ほども御説明したものと大体同じなんですけれども、今年度はそれ以外にタイラギ着底状況の確認でありますとか、タイラギ潜水漁以外の漁業への効果の検討、あとメンテナンス技術の検討ということで、今年度まではまだジェットポンプを引き続きやります。来年度以降新たな方法についても検討したいと考えております。また、あと立ち枯れへい死原因の究明なり有明海のタイラギ漁業再生のための検討会の開催ということを今年度もやっております。

以上で説明を終わります。

(会 長)

説明どうもありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩を入れたいと思います。

休憩は5分程度とし、3時25分から再開をさせていただきたいと思います。

再開後は予算の話をさせていただいて、それから今御説明しました調査、実証事業を含めて意見交換ということにさせていただきたいと思います。

< 休 憩 >

(会 長)

議事を再開させていただきます。

引き続き、議事の5、平成27年度概算要求につきまして、農村振興局から御説明をお願いいたします。簡潔によろしく願いいたします。

(農村振興局)

それでは、資料5-1ということで、「平成27年度概算要求について」とお示ししておる資料でございます。

めくっていただきまして、1ページ目でございます。

資料5-1となっておりますが、これは概算要求の全体の姿を示してございます。表中1から7まで、ここの部分が有明海の対策に特化した事業の概算要求の一覧ということになってございます。

この1から7の総額のところの欄を見ていただきますと、平成26年度14億6,200万円に対しまして、平成27年度の要求といたしましては18億5,000万円ということで、対前年度比で見ますと26.5%増という要求をさせていただいております。

特に事項の1番目の生息環境調査につきましては、対前年、倍額の6億円の要求にしております。また、4番目、5番目の水産庁の技術開発事業、これにつきましては来年度新規の要求の事業ということでございます。一番下に参考ということでございます。関連対策として、水産基盤整備事業につきまして参考で載せさせていただいております。

続いて、めくっていただきまして、2ページ目、3ページ目が資料5-2ということで、今ありました対策事業の内容を簡潔にまとめさせていただいているものでございます。

対策のポイントでございます。ここでは、特に有明海沿岸4県が協調した海域環境等の調査、魚介類の増養殖対策、これを行うということを明示的に掲げて要求をさせていただいているところでございます。

中段以降、主な内容の欄の部分になりますが、(1)ということで、生息環境調査委託事業、

これはこれまでの生息環境調査に加えて4県が協調して取り組む産卵場、成育場のネットワーク等に配慮した取組と、これを推進するための調査を実施するということでございます。

これに関連して、2.の(1)の技術開発事業、特産魚介類の増養殖技術の開発をやっておりますけれども、実はこれも両方あわせて今年度までの事業ということになっておりますが、継続して、予算を増額して要求するというような内容でございます。

また、めくっていただきまして、3ページ目のほうでございます。

一番上段の(2)が漁業・養殖業の効率化のための技術開発事業ということで、有害プランクトンやホトトギス貝の発生、分布状況を解析する手法を開発するということでございます。

次に(3)、これは二枚貝養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業ということで、二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施すると。(2)、(3)が水産庁のほうで新規に要求している技術開発ということでございます。

続きまして、4ページのほうでございます。

4県が協調した取組についての検討の素案というふうにさせていただいております。今後、関係者の皆様と協議をして検討を重ねて構築をしていくものと考えてございますけれども、まずはたたき台の資料として用意をさせていただいたものでございます。

めくっていただきまして、5ページからその内容でございます。

まず、5ページのほうは取組の基本的な考え方というふうにしております。

まず、これまでの取組ということで、生息環境調査の実施事例、また、技術開発事業の実施事例というものを載せておりますが、これは各県の取組により進めていただき、右側の二枚貝類の生息環境の整備や、また放流技術の確立、こういうふうなものを目指して進めてきていただいております。

これを下の今後の取組ということで示してございます。ここでは、これまでやってきた調査や技術開発の結果を踏まえて1つ先に進めていけないかということで、4県が協調して産卵場、成育場の連携、ネットワーク等に配慮した二枚貝類等の資源回復に資する取組を実施していけないかということでございます。

次の6ページのほうに、関係県が協調した取組のイメージというふうに記載してございますけれども、左側のはもう皆さんよく御存じのとおり、クルマエビの放流事業については4県が統一の手法の調査を導入して共同で放流事業も展開されているということで、全国的に見ても良い取組で、こういうようなものが1つ姿として、より進めていく方向にあるのではな

いかということを示しております。

右側は、これ東京湾のアサリのネットワークということで調べられたものでございますが、東京湾全体でこのアサリの生活史を通じたつながりがあるということを踏まえて、そのつながりをとらまえた上での産卵場や成育場の整備というものを考えていくのは1つ有効な方法ではないのかということで、イメージとして示させていただいております。

ちなみに、有明海の中においても、例えば、熊本の緑川河口域で生まれたアサリの浮遊幼生が他の区域の幼生の供給源になっているというような研究上のいろんな指摘なり答えがあるということで、そういうような着眼点があるのではないかとということでございます。

めくっていただきまして、7ページに対象とする魚介類のイメージということで上げさせていただいておりますけれども、ここではアサリ、タイラギ、ガザミというようなものをまず上げさせていただいて、次のページ以降もそれに基づいたものを示しております。1つの考え方として、この3つのもの、こういうようなものを対象にして7ページの右側のほうに、こういうので二枚貝類の資源の回復を通じて海域環境の改善を進めていく、資源回復を図っていく。また、ガザミについては、これまで技術開発事業とかで進められてきたものを1つ上の取組、クルマエビの放流事業のような形により進めていくというようなモデル的に前に持っていったらどうかと、そういうようなイメージでこの3つをピックアップしております。

8ページのところから9、10ページとそれぞれアサリ、タイラギ、ガザミということで、それぞれの種についてイメージとして載せさせていただいております。

詳細な御説明は割愛させていただこうと思っておりますが、ここでアサリのところの8ページを見ていただきますと、全体の構成としては4県が協調した取組のイメージという、ネットワーク調査から増養殖技術の開発、生息環境の改善、その他というふうにしておりますけれども、こういうところに列記した、入れさせていただいた要素というのは、春から夏にかけて各県、各漁連、漁協から聞き取りさせていただいたような要素をピックアップして入れ込ませていただいたものでございます。1つのイメージということで、こういう検討の項目というのは、そもそもの対象種を選定した後で、また各県とともに検討をしてまいりたいと思っております。

特に、アサリ、タイラギ、ガザミ、この3つを1つのたたき台として提案をさせていただいておりますけれども、余り手を広げ過ぎても、実務的な作業の面とか、また予算の面から大変になるということも思い、絞って3つのもを提案させていただくという形で資料を

つくっております。

今この4県協調の取組で、この8ページから10ページのところに示したのものもあるわけですが、これまで取り組んできている生息環境調査の取組というのも当然ございます。

これは、各県の今の調査の状況とか、いろんな事情、そういうものもあると思います。ですので、今後も継続してそれは進めていくということは当然あり得べしということで、それに加えて、こういう4県の協調した取組を実施していくというふうな形、うまくできれば、その中に今までやっていた取組もこの中に組込んで成果を上げていくということができればと思っております。

11ページは、これはあくまで参考でございます。今お示した3つの魚介類に加えて、その他、多様な特産魚介類でございます。これを図示したものでございます。今申し上げたようなところは、いろんな皆様の御意見を聞いて、追加をしたり、肉づけをしたりして形をしっかりと整えていくということが必要なものと思ってお示しさせていただいております。

12ページのほうに、今後のスケジュール案ということでお示しをしておりますが、今後、4県が協調した取組の内容を詰めていくということに当たりましては、担当者レベルでまず数回集まっていただくというふうなことで、実務的に詰めていくことが必要になるんだろうと考えております。

当然、各県とかいろんなところの組織とかで検討されているものもあろうかと思っております。そういうものも含めながら、うまく反映させながら、効率的な検討なり作業の詰めをして、できますれば12月中旬までに対象種とか取組内容、役割分担、こういうものの方向性を固めて、12月の下旬には概算決定ということで予算が決まってまいります。その決定をしたものをもって取組内容の詳細、予算面も含めて3月までに検討をさらに詰めていくということになろうかと考えてございます。その間に、連絡協議会の幹事会、こういうようなものも併せて開催をお願いしていくということも考えておるところでございます。できますれば、そういうところは是非とも御協力をお願いをしたいと思っております。

したがって、現時点でそういう協議会についてはいつ開催するとかという腹案を別に持っているわけではございませんけれども、担当者レベルで実務的に詰めていく。協議会で頭をそろえていく、そういうようなことをしながら詰めていくということで、3月までに実施に向けたものをつくっていければと思っております。

以上、簡単に御説明させていただきましたが、4県が協調した取組についてまで含めて予

算について御説明させていただきました。是非ともいろいろ御意見をいただいて詰めていき
たいと思いますので、よろしく願いいたします。

(会 長)

本日、予定をしておりました資料の説明でございますけれども、一通り終わりましたので、
議事6の意見交換に入りたいと思います。

議事の2から議事の5、すなわち調査ですとか実証事業ですとか、平成27年度予算概算要
求、それから最後に御説明ありました4県協調の取組についての検討素案、これらにつつま
して、御自由に御意見、あるいは御質問を頂戴いたしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

(佐賀県有明海漁協)

いろいろ議事に沿って説明いただきましたけれども、実は、国の27年度の概算予算に基づ
いて、こういういろんな資料をいただきましたけれども、先日の幹事会でも、この予算は増
額できないということはきっぱり言われたということを聞いております。そういったこと
の中で、我々も有明再生会議でも4県協調していろんな予算要求なりそういったことをしてき
たわけでございます、あるいは林前大臣にも、再三にわたって予算の増額、また事業化など
を要望したところでございます。

それで、そういったことで、増額することはできないということであれば、予算の編成段
階において、やはり私ども漁業者との意見交換をしていただきたいというのを実際思ってい
るところでございます。そういったことをしないと、私たちが先日の8月6日の要望のとき、
いわゆる自民党のPTに対してもいろんな要望をしてきたわけでございますけれども、その
ときはもう遅いというような意見も出ておりましたので、そういったことをぜひやってもら
いたいなと思います。

(会 長)

ありがとうございました。

今予算につきまして御意見ございましたけど、関連しての御意見ございますでしょうか。

それでは、一旦予算につきまして、農村振興局からお願いいたします。

(農村振興局)

今、佐賀県の漁協さんから、いろんな予算に対する要望と、我々も今ありましたのは、いろんなタイミングよくそういうのを聞いていく場をつくって欲しい、よく聞いて欲しいというお話しだと思います。これまでも特に予算については、個々に政策提案のところで大臣のところに来ていただいたり、また有明PTの場でもいただいておりますけれども、我々のほうの施策にどういう形でいろんなものを反映していけるかという検討をしていく上で、是非ともまたいろんな御意見なり、御提案、御要望をいただく、またそういう場を、機会を捉えてお話があれば設けさせていただく。そういうふうなことには、これからも取り組んでいく、しっかり対応していくというふうにしていきたいと思っておりますので、その辺は我々もそういうつもりでございますから、よろしく御理解いただければと思います。

(会 長)

そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

(長崎県)

有明海のソフト対策の予算については、新たに27年度、農村振興局のほうは3億から6億円に増えるというのは確かにあるんですが、その他にも、ちょっとこの資料のほうには書いてありますけど、関連対策として、水産基盤整備事業のほうは、これは全体の枠でしかないんですけども、いわゆる基盤整備の部分については別途漁場の関連の部分、有明海を中心とした分の、またマスタープランを作っていくという話もあるようですから、ソフトとハードの分についてはやっぱり別々の会議になっていきますけれども、割と柔軟な対応ができるのかなという、我々は希望を持っているんですけど、その辺は何か御説明はありますでしょうか。

(会 長)

もう少し御意見があれば、これに関連する同種の御意見ございますでしょうか。お願いします。

(佐賀県)

予算にも少し絡むと思うんですが、今、たたき台、素案を出していただいているんですけども、よろしいですか、全般的な意見になりますけど。

(会 長)

はい、どうぞ。

(佐賀県)

やはり再生に向けて、今回知事レベルまで加えて、この協議会が改めてスタートをしたという中で、やはり4県協調した取組、私はそれにさらに国も寄り添って、国と4県が手を携えてやっていると、そのようなイメージがきちっと外に出るような形で取りまとめができたら一番いいなと思っているわけなんです。今の素案を見させていただくと、確かにこれまでさまざまな調査なり実証事業をしていただいて、その成果の延長として、各県が取組やすい形で素案を取りまとめいただいていると思うんですけども、これはこれで意義があることだと思いますが、知事レベル会合まで今回加わったということで、新たな視点でぜひ方向を出していただきたいというのは非常に思っていて、なかなか具体的な玉出しというのがまだまだだと思うんですけども、今後のスケジュールの中で御説明がありましたように、担当者レベルの会合でありますとか幹事会レベルでこれについてはしっかりもう少し議論を深化していただいて、例えば、目玉はやっぱり最低2つ以上はないといけないと思うので、何か新聞でこういう方向で4県が協調してやりますよというのが既に西日本新聞さんとか幾つか出ていたと思うんですね。それがもう既に4県協調でやる取組のようにマスコミさんは捉えられているのかなというのをちょっと感じたんですが、私どものほうにも、今日来る前に、昨日ぐらいからさまざまな問い合わせがあって、知事レベルとおっしゃっていたけど、これって今までやってありましたよねという、非常にそんな問い合わせが多いんですよね。ですから、これはこれとして意義あることと思うんですけども、やはり今回、資源再生に向けて、一旦リニューアルして、こんなことを目指すんだというのが出てくるように、ぜひ最終的な取りまとめはしていただきたいと思っております。

それで、予算の話はもちろんあるんでしょうけれども、例えば、3カ年計画みたいなのをつくって、その中で目玉が幾つかあって、3カ年計画できちっとやっていくという方針的な

ものなんかが仮にまとまれば、そういうことで27からどんといく分とか、28からやる分とか、そういった整理ができるんじゃないかなということもちょっと思ったりもしておりますので、そういうことも踏まえて、ぜひ今後、担当者レベル、幹事会レベルで一回議論を深化していただいて、また改めて協議会でもしっかり議論をさせていただければありがたいというふうに思っておりますので、そういう意見をちょっと述べさせていただきました。

(会 長)

引き続き、お願いいたします。

(福岡県)

最初の段階でお話をさせていただいた知事会議のレベルの話のところでも冒頭お話しさせていただいたんですけども、そのときの説明の中で、この資料－1の3ページ、ここに現状と拡充後という形で表現してありますけれども、赤の拡充後のところに2つ丸がありますけれども、赤のところにあるのは、「有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資すること」というふうに書いてあるわけですね。だから、ここはやはり資源の回復と、あるいは海域環境の改善に向けたいわば調査実証ということではなくて、実際の事業に取り組むということがセットになっていると私のほうは理解をしておるんです。このため知事会合の段階は要綱改正が承認をされたわけですけども、それとセットなのかなというふうにちょっと理解しております。今、佐賀県さんがおっしゃったようなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(会 長)

お願いいたします。

(熊本県)

この間、これまで取り組んでいただいた農村振興局、九州農政局、水産庁から説明をいただきまして、いろいろ取り組んでいただいていることに私も非常にありがたいというふうに思っております。そういう中で、例えば、アサリとかはまだ漁獲増につながっていませんけ

ど、覆砂も一緒に効果があると我々は思っていますし、そういったことも今後もお願いしたいと思っています。また、クルマエビの生息環境調査の耕耘につきましても漁業者は非常に改善効果というのは実感しているところで、いろいろ拡充の要望が上がっていますが、県としてもその辺をお願いしたいと思っています。

それから、4県協調の新たな取組についてですが、先ほどもお話ししましたが、非常に海底の泥土の堆積というのが熊本県にとって、特に生息環境が極端に悪化している点が大きな問題となっております。今回、国から提案されたアサリなどの対象生物に関する調査、対策の実施については非常に有意義だと我々は考えております。しかし、これを抜本的な漁場や海域の環境改善に結びつけていくということは不可欠だと考えております。

また、ちょっと先ほどの話に戻るかもしれませんが、そういった泥土の状況とか、そういう抜本的な対策を講じるためには、まず、国のリーダーシップのもとに有明海全体の海底地形、底質とか、特に泥土の分布状況等、しっかり把握して、有明海再生を図るためにはどこで何をすべきかということを検討し、労力や資本を集中していくことが必要だというふうに考えております。そういった中で、4県の協調だけじゃなくて、先ほどもお話ししましたが、国の関係省庁間の協調等も必要だというふうに思っております。

先ほどスピード感を損なわずにどうやって連携していくかという、そういったシステムを研究していただくということですので、今さらという気はしますけれども、東京湾の再生プロジェクトというのが1つあります。ここは内閣府がトップをとってやっているんですが、そういったことも何かいろいろ参考にさせていただければと思っております。

それから、知事レベルの会合についてですが、やっぱり抜本的な対策の取りまとめとか着手とか、そういった高いレベルでの意思決定の場というふうに我々は考えておりますので、できるだけ早くそういう状況にさせていただくようにお願いしたいと思っております。

それから、4県協調の取組、熊本県にとっては、アサリ、クルマエビ、ハマグリやガザミ等の資源回復、あとはノリ養殖の環境改善等、大変重要な課題であるというふうに考えております。今回の4県協調の取組の提案について、幹事会等でさらに議論を深めていただきたいというふうに思っております。

それと、もう1点、先ほども言いましたけれども、有明海全体の底質とか、特に泥土の分布状況等の調査についても幹事会の中で実施していく方向でいろいろ議論をお願いしたいと思っております。 以上でございます。

(会 長)

それでは、どうぞ。

(福岡県)

すみません、ちょっと追加して申し上げて申しわけないんですけども、本県としては、ノリに次ぐアサリということで、アサリというのは非常に私ども漁業者も期待しておる、もちろんタイラギも当然そうですけれども、今までの調査実証とか、そういう状況の中で、ある程度知見がそろっているということが言えると思うんですよ。漁場造成なり大量の種苗放流なり放流魚の保護というふうな資源回復に結びつくような事業をやはり優先してやっていただきたいなというような考えでございます。何か再生の事業計画をつくっていくというレベルの出口がどうしても必要だろうと。

タイラギについては、まだ非常にアサリと比べればいろいろ原因調査が必要かと思えますので、4県協調して、へい死の原因調査なり、そういった増殖支援というふうな調査レベルでもやむを得ないのかなという気が。もちろん早くそういった資源の増殖に結びつけなければいけないというのはありますけれども、そういうのは優先順位といたしますか、そういうものをつけていってもいいじゃないのかなと。そのためには今後、幹事会等で十分検討して、4県が納得できるようなものにしていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(会 長)

それでは、どうぞ。

(福岡有明漁連)

ただいま県の委員がおっしゃったとおり、そのことに添えて発言させていただきたいと思えます。

この有明海の再生について、やはり何といても二枚貝の再生が第一じゃなかろうかと。これによって環境が整うのではないかなと私は思います。そういう中で、アサリの生産というものは一番のものであると思うし、それにはやはり基盤の整備も絶対必要であります。そ

ういう事業に対して、やはり漁業者が参加できる事業をやっていただきたい。今、海に行っても仕事がないわけですよ。それぐらい疲弊している中で、そういうやっぱりせっかくこれから事業化に向けて計画が立てられるとすれば、ぜひそこを基本としてやっていただきたい。

それには、やはり結構な予算も、今年もつけていただいておりますが、私たち4県はそういう大きな予算を伴う事業に対して、国の直轄としてぜひやっていただきたいということを再三申し上げてきました。だけど、直轄はだめですよというようなことで、いつもいつもそういう回答しかいただいております。何とか知事のレベルでこういう形ができたということは、そういう知恵が備わってきたのかなという気もいたしますので、ぜひさっきありました二枚貝の回復、アサリ事業の事業化によって、そして、ノリの栄養塩の対策、そしてまた、いろんなクルマエビやろうが、漁船漁業やろうが、やはりこれが整わない限りは絶対できないと思うんですよ。もう1つ、タイラギとかガザミとかは種苗生産という形で説明がありましたけれども、やはりこれだけへい死したアサリの種苗ですね、幼生を分布させるためには絶対種苗生産は必要と思うんです。だから、この種苗生産施設を国の直轄の中でぜひつくっていただきたい。これによって有明海のアサリの資源回復ができると私は確信しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(会 長)

それでは、ここで一旦切らせていただいて、農村振興局と水産庁から順次お答えをいただきたいと思ひます。

では最初に、農村振興局からお願いいたします。

(農村振興局)

ちょっと順番に行くところなんですけど、水産庁のほうも後で補足していただければと思ひますが、長崎県さんのほうからソフトとハードの話がありまして、御指摘、御発言いただいたとおり、さきのほうの資料で説明する中で、ハードのほうも新しい要求ということで水産庁の方で、各県が連携した広域的な漁場整備のためのマスタープランに基づく事業の実施というものを新たに要求されて、その対象になるものは助成をしていくという御説明をさっきいただきました。

これらの予算、まさに今、予算要求上は総枠をいかに確保するかということで、努力をし

いただいているところで、これが年が明けて予算が決まっていく中で、箇所づけということに実際動いていくということになると、じゃ、どういうところでどういうふうに新たに取り組んでいくのかという具体の動きになっていく、そういう補助の予算というのが当然ございます。ですので、国の調査事業、現地実証、こういうようなものとは別に、加えてハード事業で全国枠の中でとっていくようなものもうまく組み合わせて、取り入れるものは取り入れて、4県協調の取組としての姿をつくっていくということをしないと、御指摘のとおり、ソフトからハードまでそろったものにならないと思いますし、私はさらにそれに加えて、各県、あと国のほうもですけれども、試験研究とか、そういうところからの取組もうまくセットして、全体がつながっていくようなものにどうしたらできるのか、また、足りないものがあればそれは入れていくということもあるかと思っております。

そういうようなものをそれぞれの方からも御意見いただきました。1つは、担当者レベルとか幹事会レベルでの議論の中で、よく議論をし、深化をさせ、また、知事レベル会合とか4県協調の取組という形の中で打ち出せるものとしてどういう形にできるのか、それをよく詰めていってほしいという話をいただきましたので、ここはまた皆さんの労をお願いするところになりますけれども、ちょっといろんな打ち合わせを重ねさせていただいて詰めていくということに御理解、御協力をぜひお願いしたいと思っております。

その中で、今、例えば、佐賀県さんからは3カ年計画とか一定の期間を区切って、そういう目標を持って進めていくというようなお話がありました。期限を切るということと、あと、中身にどういうふうに入れていくのかということは多分セットなんだろうから、そういうことであるとか、あと、さらに福岡県さんからも実際の事業の取組、具体的な取組というのは実際の事業の部分じゃないのかという話がありました。これは長崎県さんへのお答えでもちょっと申し上げたように、今、そういう事業も含めた形でパッケージとして一つずつ進めていくような形なり、内容として入れられればいいんだろうと思います。さらに福岡県さんからは、その中で物によった優先順位とか進め方というものが種毎にあったり、それは、年次計画みたいなどころにもあるのかもしれませんが、そのような御意見というふうに承って、これからの検討に反映をしていきたいと思っております。

また、熊本県さんからは有明海の海域の状況をしっかり把握して、どこで何をすべきかというような観点から、ちゃんと足場を固めて進めていく必要があるという御指摘をいただいたものと思っております。その部分については、限られた予算の中で行っていくものもありま

すし、一方で、今、環境省でやっております有明海・八代海等総合調査評価委員会の海域再生の小委員会ですね、熊本大学の滝川先生が委員長をやられていたかと思えますけれども、そっちの小委員会のほうで海域を区分別に分けて海域特性について整理をしていく。いわゆる底質であるとか、貧酸素、水質であるとか、いろんな状況を把握して、それを水産資源の小委員会のほうの議論とミックスさせて次の出口を進めていこうという作業が幾つか進んできているところもございます。そういうようなものも見据えながら、そういうものをうまく使っていきながら、また、そういうところに足りない、うまく我々がやった調査とかいろいろ入れいくとか、そんなようなこともいろんな議論の中で深めさせていただくようなこともさせていただければありがたいなと思っております。

いずれにしても、担当者レベルで議論をよく詰めていく、その必要性、重要性に御理解なり、そうすべきだという御意見を賜って非常にありがたく受けとめております。

また、福岡の漁連さんからいろいろ、なかなか我々の努力が至らないというか、限りなくいつも苦しい説明をさせていただいているところを引き続き御指摘いただいたわけですが、その中でも漁業者の参加型とか、そういうものは、これまでもできる限り、調査といえども、実証みたいなものでも御協力をいただきながらやってきているところがございます。これは引き続きそういう姿勢で、漁業者の実感というものも教えていただきながら、また、1つは漁業者の方にも直接的な効果が出るように進めていくことは重要なことだと思っております。そういうのは具体の進め方の中で御相談をさせていただきながら、やっていきたいと思っておりますので、また御相談に乗っていただければと思っております。

あと、特に、アサリについて種苗の話がございました。ここは種苗生産というか、種苗の供給という観点で、できれば担当者レベル、幹事会とかのレベルで、天然種苗の採取とか、そういうことも1つは技術的に今までの実証の中でやられてきていることもございますので、種苗をどう確保していくのか、それをどのように生産につなげていくのかというのは大事な観点だということで、取り組むべき重要事項として受けとめて、検討していきたいと思っております。

ちょっと御説明に至らないような部分は、お聞きしたところをどういうふうにかこれからの議論に反映できるのかということで、また一つ一つ取り組んで議論を交わさせていただければと思っております。

(会 長)

それでは、水産庁お願いいたします。

(水産庁)

まず、長崎県さんのほうから御意見いただきましたソフトとハードの件でございますけれども、こういう有明海の問題ですね、基盤整備の担当のほうとも連携をとりながら進めていくことは重要だと思っております。今後、幹事会とこの協議会の中で検討される内容を基盤整備の担当のほうと十分連携を密にして、情報交換しながら対応してまいりたいと思っております。

それから、熊本県さんのほうからありましたアサリと覆砂、海底耕耘とか、いろいろな効果があるのも見えてきているということでございますので、こういう成果を今後十分活用しながら、対策を進めてまいりたいというふうに思います。

また、福岡の漁連さんのほうからございましたタイラギのお話、二枚貝の重要性については重々周知しております。それで、タイラギのほうにつきましては、ちょっと担当のほうから本日説明させていただきましたけれども、タイラギの種苗、こちらのほうの生産ができ始めた。これまでできていなかったものが大量にできつつあるという状況でございますので、そういう技術をさらに種苗生産という形でできるような技術開発、そちらのほうにまずは取り組むことが重要なと思っております。今年、かなりの数ができたということで、今後さらに技術、ブラッシュアップしていくことがまず重要かと思っております。

(会 長)

それでは、一通り御説明をさせていただきましたけど、さらにほかの御質問。お願いいたします。

(熊本県漁連)

きょうのこの会議の協議の結果を私たちは持ち帰って、組合長初め生産者に説明をしていかなければならないわけでございます。今年、大集会をやりました。これは漁業者がせっぱ詰まってる国に対する行動だったかと思っております。先ほど長崎県さんや佐賀県さんのほうからハード事業、3年間の計画というようなこともありましたけれども、私たちはきょう

提案されたいろいろな事業、本当に有効かと思っておりますけれども、これを本当に漁場の改善事業、ハードの事業の一つでもいいから取り組んでほしい、計画を立ててほしいと、そういう説明をしていかないといけない。

本当にまじめに漁業なさっている人たちが各県あるいは国に対して、大集会をやったとは、あれは国に対してじゃなくして、全国の国民の皆さん方に漁業者の実態を知っていただきたい、その訴えの集会だったと私は思っているんですよ。だから、やっぱりこの幹事会、あるいはこの協議会の中でどのような有明海の再生に向けて進行しているのか、大変興味を持って、あしたの新聞等の報道を待ち望んでいると思うんですよ。その結果について、再度組合長さん方初め各団体は私どもにいろいろな要望をまた突きつけてくるかと思っております。本当にこの協議会、あるいは幹事会をどこまでやるのかというような、そういう思いがあるわけでございますので、いろんな難しい問題はわかっております。だから、本当に何か抜本的な漁場の海域の改善、本当にハードな事業の一つでもいいからこの計画に結びつけていただきたいと思うことでございます。 以上です。

(会 長)

関連しまして御意見、御質問ございますでしょうか。お願いいたします。

(福岡有明漁連)

水産庁さんの実証事業の中で説明がありましたように、確かに効果がある、これを事業化していったらいいなというようなものが見受けられております。それとあわせて、やはりそういう実証したときの資材とかですね、実証のための資材とかの改良の余地もたくさんあるようであります。そういうようなものを検証しながら、きちんと整えていくような形をぜひ早々にやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

確かにさっきも言いましたように、本当に漁業者がいないような海になってしまっているというものは皆さん本当に認識していただきたい。何とか早く漁業者がやっぱり海に行って採貝漁業、漁船漁業に取り組めるような有明海にしていきたい、していくべきだというのがこの再生に向けた話合いと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

(会 長)

お願いいたします。

(熊本県漁連)

先ほどうちの局長も言われたんですけども、今までの調査事業、実証事業で、本当に漁民の皆さん方はその効果があるということは実感して喜んでいるところでございますので、せめて短期的な対策としてでもいいので、対象魚種の拡大、あるいは実証事業の面積の拡大、これもぜひそういう形で実業化していただきたいと思います。 以上です。

(会 長)

ありがとうございました。それでは、また農村振興局、それから水産庁の順で順次回答をお願いしたいと思います。

それではまず、農村振興局お願いいたします。

(農村振興局)

熊本漁連さん、または福岡漁連さんから、特に漁業、厳しい現状に対して、また漁業者の方々がそういう状況にある中で、また漁連とか漁協とかがどういう形で説明をしていくとか、どういう形で取り組んでいくのか、という厳しいお話を聞かせていただきました。そのような状況というものを我々も心にとめて、予算のしっかりした確保とか、また、それに基づいてどう進めていくかというところで、しっかりお話を聞かせていただきながら進めていくようにさせていただきたいと思います。

また、実証の中での魚種とか、面積の取組の拡大とか、そういうものはどういう形で、例えば、まだ予算は財務省と折衝中ですけども、今いろんな予算を増額するような要求もしております。そういう中でどのように入れ込んでやっていけるか、これも担当者、幹事会でのいろんな議論の中で話していただきながら、知恵を絞ってできるものは取り組む、そういうようなことをしていきたいと思いますので、そこについては、またいろんなお話の時間をいただければと思います。

(会 長)

それでは、水産庁お願いいたします。

(水産庁)

福岡漁連さんのほうからいただきました実証事業、調査事業、効果のあるものが見受けられると、大変我々としても非常にいいなと思っておるんですけども、まだ改良の余地があるということで、具体的な要望がございましたら、また担当のほうにも御相談いただければというふうに思います。また、今後の実証につきましては、この協議の場、もしくは担当官の話合いの中でいろいろ意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

(会 長)

それでは、ほかにございますでしょうか。まだもう少し時間も残されておりますので、御自由をお願いしたいと思います。

それでは、意見はこれ以上ないようでございますので、ここで水産庁、それから農村振興局から何か全般的なこと、あるいは補足的にでも説明することがあれば順次お願いしたいと思います。いかがでしょうか。水産庁ございませんか。農村振興局いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、事務局からお願いいたします。

(九州農政局)

お疲れさまでございました。お知らせさせていただきます。本日の議事につきまして、事務局において議事録を作成いたします。後日それを委員の方々に御確認いただいた上で九州農政局のホームページに掲載して公表するという予定でございます。御協力のほうよろしくお願いいたします。 以上でございます。

(会 長)

ほかにはないようでございますので、議事につきましては、これをもちまして終了をさせていただきます。

それでは、ここで進行を事務局にお返ししたいと思います。

(九州農政局)

本日は、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして、有明海漁場環境改善連絡協議会第19回を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。